

平成19年第1回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成19年3月6日（火）

開会 午前 9時58分

散会 午後 2時56分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（1名）

11番 五味渕親勇君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子

書 記
書 記

佐 藤 博 樹
菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 選挙第 1 号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
（議長提出）
- 日程 第 4 発議第 1 号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正につ
いて（議員提出）
- 日程 第 5 発議第 2 号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について（議員提
出）
- 日程 第 6 議案第 1 9 号 那須烏山市副市長定数条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 2 1 号 那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の制定について
（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 2 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 0 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 3 号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提
出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 4 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 5 号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の
一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 6 号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例
の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 7 号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正
について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 8 号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改
正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 2 9 号 那須烏山市障害者福祉作業所設置及び管理条例の廃止に
ついて（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 3 0 号 那須烏山市農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の廃
止について（市長提出）
- 日程 第 1 8 議案第 3 1 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

- の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第19 議案第32号 上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について（市長提出）
- 日程 第20 議案第33号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第21 議案第34号 市有財産の譲渡について（市長提出）
- 日程 第22 議案第10号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第23 議案第11号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第24 議案第12号 平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第25 議案第13号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第26 議案第14号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第27 議案第15号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第28 議案第16号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第29 議案第17号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第30 議案第18号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第31 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第32 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第33 議案第3号 平成19年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）

- 日程 第34 議案第 4号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計予算について
(市長提出)
- 日程 第35 議案第 5号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
(市長提出)
- 日程 第36 議案第 6号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算
について(市長提出)
- 日程 第37 議案第 7号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計予算につ
いて(市長提出)
- 日程 第38 議案第 8号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算につ
いて(市長提出)
- 日程 第39 議案第 9号 平成19年度那須烏山市水道事業会計予算について(市
長提出)
- 日程 第40 付託第 1号 請願書等の付託について(議長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前 9時58分開会]

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は19名です。11番五味渕親勇議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、平成19年第1回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。
市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第1回那須烏山市議会定例会を開催をさせていただきましたところ、議員各位にありましては、大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今年の冬は歴史的にも顕著な暖冬の日々が続きました。地球温暖化現象による影響が強いものと思われておりますが、本市にとりましても喫緊の課題は、田植え時期や夏の飲料水などへの水不足が深刻化する状況になりそうなことでございます。環境問題は、時間のかかる問題でございますが、未来の子々孫々への悪影響を考えますと、粘り強く、でき得ることは実行するスタンスとして取り組む必要性を感じております。

合併をいたしまして1年6カ月、本格的な通年予算の策定も2年目となりました。財政状況、相変わらず厳しいことには変わらないわけでございますが、今期予算の特徴を一言で言うならば、合併をしたメリットが出る予算に配慮したというようなことが言えると思います。さらに、合併のあめとしての償還なしの国、県の合併補助金、合併特例債等の活用によって、市民のインフラ整備、長年懸案でありました道路整備、教育、福祉、医療への十分とはいかないまでも計上できたことが特徴と言えるかもしれません。

市民の融和融合も徐々にではございますが推進されておりますが、もう少し時間はかかるも

のと感じております。20年度以降にあっても攻めと守りの積極的な政策を駆使しながら、健全財政、自立のできるまちを目指したいと考えております。議員各位のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

行政報告を1件申し上げます。市有地東京都調布市の売り払いについてであります。この市有地は1,426.25平米につきまして、現在、売り払いの手続を進めております。去る2月19日の全員協議会でご報告をした後、売り払いの告示、インターネットへの掲示、現地への看板の設置、東京都宅地建物取引業協会への依頼、那須烏山市お知らせ版等への掲載等いろいろな媒体を利用いたしまして、売り払いのための措置を講じております。今月12日には現地での説明会、そして20日には入札を執行する予定であります。予定価格は2億6,700万円でございます。多くの企業、団体等が入札に参加をしていただき、最大限の企業努力を期待をしているところでございます。ご報告を申し上げたいと思います。

さて今期定例会でございますが、条例の制定を3件、条例の一部改正を3件、議案28件、計34議案を上程をさせていただきます。私を初め執行部一同、誠心誠意対応させていただき所存でございます。慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成19年第1回那須烏山市議会定例会（第1日）

- | | | | |
|----|----|---|-------|
| 開 | 議 | 平成19年3月6日（火） | 午前10時 |
| 日程 | 第1 | 会議録署名議員の指名について（議長提出） | |
| 日程 | 第2 | 会期の決定について（議長提出） | |
| 日程 | 第3 | 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について（議長提出） | |
| 日程 | 第4 | 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について（議員提出） | |
| 日程 | 第5 | 発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について（議員提出） | |
| 日程 | 第6 | 議案第19号 那須烏山市副市長定数条例の制定について（市長提出） | |
| 日程 | 第7 | 議案第21号 那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の制定について | |

(市長提出)

- 日程 第 8 議案第 2 2 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 9 議案第 2 0 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (市長提出)
- 日程 第 1 0 議案第 2 3 号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 1 1 議案第 2 4 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 1 2 議案第 2 5 号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 1 3 議案第 2 6 号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 1 4 議案第 2 7 号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 1 5 議案第 2 8 号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 1 6 議案第 2 9 号 那須烏山市障害者福祉作業所設置及び管理条例の廃止について (市長提出)
- 日程 第 1 7 議案第 3 0 号 那須烏山市農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の廃止について (市長提出)
- 日程 第 1 8 議案第 3 1 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について (市長提出)
- 日程 第 1 9 議案第 3 2 号 上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について (市長提出)
- 日程 第 2 0 議案第 3 3 号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同約の変更について (市長提出)
- 日程 第 2 1 議案第 3 4 号 市有財産の譲渡について (市長提出)
- 日程 第 2 2 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度那須烏山市一般会計補正予算について (市長提出)
- 日程 第 2 3 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算

- について（市長提出）
- 日程 第24 議案第12号 平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第25 議案第13号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第26 議案第14号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第27 議案第15号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第28 議案第16号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第29 議案第17号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第30 議案第18号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第31 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第32 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第33 議案第3号 平成19年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第34 議案第4号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第35 議案第5号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第36 議案第6号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第37 議案第7号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第38 議案第8号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第39 議案第9号 平成19年度那須烏山市水道事業会計予算について（市

長提出)

日程 第40 付託第 1号 請願書等の付託について(議長提出)

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(小森幸雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

12番 大野 曄君

13番 平山 進君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(小森幸雄君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から3月15日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力を願います。

◎日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(小森幸雄君) 日程第3 選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。本件は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、広域連合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は投票により行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、投票によることと決定をいたしました。議場を閉鎖させます。

(議場 閉鎖)

○議長(小森幸雄君) ただいまの出席議員は19名です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙 配付)

○議長(小森幸雄君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(小森幸雄君) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、1番議員より順に投票願います。

(投票)

○議長(小森幸雄君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 投票漏れはないものと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小森幸雄君) 直ちに開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、5番五味渕 博君、6番沼田邦彦君を指名いたします。

立会人は開票の立会いを願います。

(開票)

○議長(小森幸雄君) 選挙結果の報告をいたします。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、大谷範雄君18票、平塚英教君1票。以上のおりであります。

したがって、大谷範雄君が広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま議員に当選されました大谷範雄君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

ここで、当選人となられました市長よりあいさつをいただきます。

〔市長 大谷範雄君 あいさつ〕

○市長(大谷範雄君) ただいまは、栃木県の後期高齢者医療連合議会議員選挙におきまして、皆様方のご支援、ご協力によりまして当選をさせていただくことになりました。先ほども所信の一端を述べさせていただきましたけれども、新たに創設をされますこの広域連合の議会

でございますけれども、この創設は来年の4月からがその施行の日となります。それまでの間は準備期間ということでございますが、県を挙げて、市を挙げて取り組むこととなります。したがって、本市からも1人の職員を派遣いたしまして、この事務事業に取り組むこといたします。

今後ともこの構築に向けて、そしてさらなる市民への説明責任を十分に果たすべく、そして皆様方の意見を十分議会にも反映させるべく努力傾注をする覚悟でございます。そのようなことで、さらなる議会議員の皆様方にはご支援、ご協力を賜ることとなりますが、よろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。日程第4 発議第1号及び日程第5 発議第2号の2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第4 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

◎日程第5 発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について

○議長（小森幸雄君） したがって、発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について、発議第2号 那須烏山市議会会議規則の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 発議第1号の提案理由（趣旨）の説明を申し上げます。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について、平成18年6月7日に交付されました地方自治法の一部改正に伴い、条例で定めることにより常任委員会等の委員の指名を議長が議会に諮らずに指名できることが可能になり、また電磁的記録による議事録を作成することが可能になったことから、所要の改正をするため提案させていただくものであります。

続いて発議第2号の提案理由（趣旨）の説明。那須烏山市議会会議規則の一部改正について。発議第1号と同じく地方自治法の一部改正に伴い、常任委員会等において議案を提出することができることになったことから所要の改正をするため、提案させていただくものであります。慎重審議でご可決いただきますようお願いを申し上げます。提案理由（趣旨）の説明といた

します。

○議長（小森幸雄君） 以上で提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第4 発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 発議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市副市長定数条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 議案第19号 那須烏山市副市長定数条例の制定についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場

合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部改正に伴いまして、副市長の定数を定める条例を制定し、平成19年4月1日から施行する必要がございます。この改正地方自治法では、市がみずからの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるようにするために、助役にかえて副市長を置くこととし、その定数を条例で任意に定めることとされたものでございます。したがって、この条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明させていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして議案第19号について補足説明を申し上げます。

最初に助役に関する地方自治法の改正内容等について申し上げたいと存じます。助役の呼び名が平成19年4月1日から助役から副市長に改められたこと。従来、助役は長の補佐役として原則1人置くこととされておりましたが、各市町村の自立性、自主性の拡大から副市長の定数は条例で定めることとされたこと。また新たに副市長の職務及び事務委任が地方自治法で追加をされております。また、地方自治法改正附則において、平成19年4月1日、現に助役であった者は副市長として議会の同意を得て選任されたこととみなすこととされたこと。任期については助役としての残任期間と同一の期間とされたこと等が改正をされました。

それでは、条例の内容等についてご説明いたしますので、1ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、副市長の定数は条例要件とされたことから、条例第1条では根拠法を、第2条では副市長の定数を1人といたしたものでございます。附則については地方自治法施行期日と同一日、平成19年4月1日といたしたものでございます。

以上で終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 第28次地方制度調査会の答申ということで、地方公共団体の自主性、自立性の拡大等のための所要の措置ということで、今回、助役を副市長にするというよ

うな条例案が提案されているわけでありまして。この助役の権限が今度副市長ということになりますと、具体的にはどのような自主性、自立性の拡大につながるのか。どのような権限が変わるのか、お示しをいただきたいと思っております。

また2つ目の質問としましては、それと同時に、今度はお納長及び収入役を廃止するというふうになっているわけなんですけれども、これはおそらく在任特例で任期中は認めるということになるわけだと思うんですが、本日の下野新聞によりますと、都賀町とか塩谷町、西方町、ここでは副市長を置かない条例制定というようなことで、町の人口規模とか財政状況を踏まえて適正な職員数を考え、副市長の不在を決めたというようなことを言っておりますが、行政運営には支障がないんだと町長は述べているようでございますけれども、他の自治体との整合性も踏まえてこういう問題についてどのように考えているのか、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 概要等については私のほうからお答えを申し上げますが、まず、助役から副市長に変わった場合の職務権限と申しますか、そのようなお尋ねでございましたけれども、文字どおり長というふうな位置づけになりまして、助役から副市長ということでございますから、当然法で定められるものの権限を持たれると考えられてよろしいと思っております。

もちろん例えば議会の招集権であるとか、議案の発議で先ほどの34議案の提案ですとか、条例または規則の公布であるとか、規則の制定権といった、あるいは今問題になっている副市長あるいは監査委員といった主要職員に対する任命権等については、これは首長の職務権限でございますので、そういったところに及ばないというようなことを理解をいただければ、その他のことについてはいろいろと細かい事務事業がございますが、大いに権限を委譲させていただいて副市長の権限を強めるべきだろうと考えております。

収入役等についても言及がございましたけれども、このことについてはこの在任特例を考えていきたいと考えておりまして、確かにきょうの都賀町等の他町村の事例も出ておりましたけれども、本市にありましては、合併直後、まだこの特別職等については1年を経過したところでございます。任期満了をもって在任特例を生かすべきだろうというようなことを考えておりますので、今の人事には全く手を触れることなく、任期満了をもってこの任を全うしていただきたいという考えを基本的に持っております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今の職務権限の問題ですけれども、長として法で定めた権限が得られる。ただ任命権者というか、市長の権限以外の権限というようなことなんですけど、私は具体的にと言ったつもりなんですけど、前の助役の権限と余り変わらないのかなというような気がしましたね。だから、助役というのはあくまでも市長を支えるというようなイメージなんで

すけれども、副市長ということになりますと、自分の政策的なある権限では意思を持って遂行できるようなことになるのかなど。その辺が今のご説明では見えてこないんですけれども、ただその場合、全く市長と閣内不統一で別な格好で起こされても困りますが、その辺、やはり助役を副市長にするわけですから、めり張りのある、副市長にしたのでこんなふうに活躍の場が広がったとか、職員がやる気を出したとか。そういうふうにしないと、ただ地方自治法で国のほうで変えろと言われたから上意下達で変えましたというのでは、地方分権にはなりませんので、その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） その辺のご指摘のところを先ほど概要を申し上げたとおりでございますけれども、副市長というようにことになると、法的に認められた権限が委譲されることとなりますので、そのようなことを踏まえて具体的な、もちろんこれは副市長でございますから私をサポートしていただくという立場については全く変わりはありません。私どもの政策と議会の円滑なパイプ役になるとか、あるいは職員との間に入った調整役ということは今までと変わりはないわけでございますけれども、さらに私は今でもそのようにもたせているところは、例えば入札制度の改革の問題であるとか、あるいは職員の意識改革であるとか、あるいは具体的には企業誘致の問題とか、そういったところも責任者にしているわけでございますので、さらにそういった事務事業の中でもふさわしいものについては大いに権限を委譲してまいりたいといったことをご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私のほうから現在、県内の市の権限委譲関係等の3月1日現在の状況を申し上げておきたいと思います。委任事務関係等につきましては現在、各市で検討を加えられております。3月1日現在ですと、委任をするという決定をした市町村はまだゼロでございます。そのほかに委任をしないということも可能でございます。5市が委任をしないということで決定しているそうでございます。そのほかに現在検討中、4月1日からということで現在検討を加えているという市が9市ございます。そういうことでございまして、まだ確立されていないというのが県下の情勢だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 当事者を前にしてなかなか、人事問題みたいな感じになって質問しづらいんですけれども、さりとて市民のほうにも説明責任がありますのでお話をしたいと思うんですけれども、前の助役、収入役就任の提案の際には、市長はいつまでこういう体制でやるのか、部長制も含めてですけれども、そういうような問いが議員のほうから数多くあったわ

けですけれども、その際には、4年以内というような答え方をされたのかなというふうに思うんですけれども、先ほどの答弁では丸々任期中というようなご答弁でしたので、4年以内というのが任期中というのと符合するのかなのか私はちょっとわかりませんが、その辺、部長制の問題も含めて今の体制でいいのか、改善する気はないのか。その辺、どんなふう考えているのかお尋ねをして、最後の質問といたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 組織改編等につきましても、今、ご指摘がありましたけれども、ですからこれは部長制、課長制というものは抜本的に見直す時期を考えております。したがって、未来永劫の組織ではございませんので、行政改革の中で部制あるいは課制の統合再編、こういったことは慎重に検討をしておりますので、そのような考え方を基本的に持っております。

また、4年以内のことをございますが、4年というのは一般的に特別職、私も含めて就任から4年以内というようなことが任期満了の姿でございますから、そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号につきましては、総務企画常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 那須烏山市副市長定数条例の制定については、総務企画常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。日程第7 議案第21号、日程第8 議案第22号を一括して議題といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第7 議案第21号 那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の制定について

◎日程第8 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第21号 那須烏山市環境審議会設置及び運営条

例の制定について、議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第21号、議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市では、地球温暖化現象に象徴されます環境問題に対処するために、平成19年度に環境基本条例を制定し、那須烏山市の豊かな自然を保全し、住みやすい環境を創造して未来の世代に引き継ぐために、環境への取り組みの中心となる環境基本計画を平成19年度から平成20年度の2カ年計画で策定をする予定であります。

つきましては、環境基本条例の制定、環境基本計画の策定に当たり、内容を調査、審議するための機関がないために、環境基本法第44条、地方自治法第138条の4第3号の規定に基づき、那須烏山市環境審議会を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため条例を制定し、その審議会委員に支払う報酬額を定めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、経済環境部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして、詳細を説明いたします。

まず議案第21号の1ページをごらんになっていただきたいと思います。那須烏山市環境審議会設置及び運営条例でございます。第1条は趣旨でございます。2段目の市長の附属機関として環境審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるということでございます。ポイントのみを申し上げます。第3条は所掌事務でございます。①環境基本計画の策定及び変更に関すること。②環境の保全における基本的な事項に関することでございます。

第4条は組織でございます。審議会は15人以内で組織するということございまして、次の①から⑥、市議会の議員、事業者を代表する者、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市民団体を代表する者、前各号に掲げる者のほか、環境の保全に関しすぐれた識見を有すると認められた者、これらの方で組織をいたしたいというふうに考えております。

ページを移っていただきまして次のページでございますが、第7条は専門委員でございます。審議会におきまして特に必要と認めた場合は専門委員を置くことができるということでございます。

次に議案第22号でございます。次の1ページをごらんになっていただきまして、報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正ということでございまして、別表の第1の廃棄物監視員の項の次に次の事項を加えるということでございまして、環境審議会委員日額5,000円でございます。これらの費用弁償につきましては5,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第21号、22号の市環境審議会設置及び運営条例及びその特別職の費用弁償ということですが、環境基本法に基づいて、環境の保全に関して基本的事項を調査、審議する。そのために環境審議会を設置して、平成20年度を目途に環境基本計画策定をするということなんですけれども、これは環境省が全国の市町村にこういうものを設置して基本計画を策定しなさいというようなことで進めているのかなというふうに思いますが、非常に漠然として環境保全ということについては、簡単に言えばどのような分類を考えているのか。今の那須烏山市における自然環境保全という考え方なのか、それとも市民生活にかかわるさまざまな、産廃も含めて環境保全を考えていくということなのか。その辺がちょっと目的が具体的でございませぬので、年に2、3回審議会を開くというようなことを全員協議会で説明されたと思えますけれども、どのようなものと考えているのか。そしてどこに計画を答申するのか、その中身についてご説明いただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 国におきましては、地球温暖化問題に象徴される地球規模の環境悪化に直面してということでございまして、平成6年に環境基本計画を策定いたしました。これらにつきましては、例えば環境に配慮して循環型社会づくりに向けて動き出すというようなことでございまして、これらは現在、国におきましても第3次基本計画を平成18年4月に閣議決定いたしまして作成したところでございまして、これらを受けまして本町におきましても、例えばごみの問題があるとか、あるいは地球温暖化の問題があるとか、環境の悪化が非常に叫ばれているという状況にございまして、それらをこれから調査するわけでございますが、例えば大気汚染を調査するとか、あるいは市のほうで今、河川の状況も調査しております。それらをすべて踏まえた環境問題の計画を策定するというところでございます。

答申は策定して、県のほうへ計画書を提出すると同時に、市民の方々に広くPRすると申しますか、そういう形になってきます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体わかりましたけれども、ぜひそれが絵にかいたもちにならないように、環境保全また地球温暖化防止、そういうものに実効力を得られるような市民運動とか市民参加の環境保全対策に、実質的につなげるような計画として仕上げていただくようお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 環境保全対策を含める環境策定計画でございますけれども、これはグローバルな見方からすれば、先ほどの地球温暖化が大きく背景でございます。さりとて那須烏山市にふさわしくない環境策定は私も取り組むべきではないというふうに考えております。したがって、那須烏山市独自の策定であってほしいと要望もしたところでございまして、ということ、やはり今、議員ご指摘のとおり地球温暖化規模でのグローバルな地球温暖化ということも背景でございますが、那須烏山市にとっては、農業と関連する農地、水、環境保全対策が大変必要であります。さらには、ゴミ対策も当然必要でございます。ゴミ対策は、やっておりますけれどもそういったところも那須烏山市独自のものとして実施計画をつくっていくべきであると考えております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この問題は前にも質問したかもしれませんが、議案第22号の費用弁償の件、日額5,000円になっておりますが、これが安過ぎやしないかと思ひまして再度質問申し上げます。

まず、この日額5,000円というのは何から算出されたのか。私も何に比較するか。比較対象するものが非常に難しいですが、例えば市職員の新採用職員、高卒で月額13万8,400円ですね。それに1年間と言いますと期末勤勉手当が4.45カ月支給されるわけです。これらの総支給額は227万7,000円になるわけですね、これが年額です。今、職員は年間何日出勤しているかということですね。365日のうち土曜、日曜、祝祭日、これが今年の暦から計算しますと120日は少なくともあるわけで、365日から120日を引きますと245日になるわけです。先ほど227万7,000円を245日で割りますと、市職員の新採用職員ですら1日9,300円になるわけです。9,300円という日額に比較しまして委員さんの日当、これは自分の車を使って会議に出席し5,000円は少々安くはないか。そのようなところから質問したわけですが、これは部長、または市長の判断はいかがなものか、お伺いした

いと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 費用弁償日額5,000円は安いのかというお話でございますけれども、これにつきましては合併するときには各市町村との比較において5,000円ということで決定をさせていただきました。確かにご指摘のとおり、各市を調査してみますと7,000円とか8,000円というところが結構多く出てきておりました。しかし、那須烏山市の合併等については財政が非常に厳しいということから、5,000円ということに決めさせていただいた経緯がございます。そういうことからご理解をいただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） それはわかりました。しかし、財政が厳しい。だから5,000円に抑えておくんだというのはわかるんですが、先ほど言ったように新採用職員ですら1日9,000円何がしになるわけですし、その職員から比較しましたら、重要な委員さんの費用弁償日額が安いのではないかということから私は質問したわけですし、一応わかりました。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 実費弁償のほうは別としましても、これらの審議会等の従来の方ではなくて、メンバーは本気になる人だけを選んでもらいたいです。環境はやや遅きに失した。国も大体のんきだから、これは私は環境保全というのはもう真っ先に、さっき市長がおっしゃられたように、那須烏山市の独自のという発想は結構ですから、そういうことを進めて実践としては各事業ではもう進んでいますから、私はこの環境庁も遅いのではないかと思うくらい。これは本気になって、ボランティアでもいいと思うんですよ、本気になってやる人が集まって進めてもらいたい。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、佐藤議員のご指摘のとおり、まさに同感であります。環境問題は大変粘り強く時間のかかる問題とっております。これは教育、そして百年の大計と同じように、環境もかなり時間がかかる。しかし、今なすべきことはできることは、毎年毎年やっていくべきだろうというようなスタンスで環境問題を考えております。したがって、この策定計画も今言われたボランティアでも環境問題に大変傾倒されている市民もたくさんいらっしゃいます。そういう方にも参画をいただきながら、絵にかいたもちと先ほど言われましたけれども、そのようなことにならないように、那須烏山市の環境計画として独自のふさわしい計画

策定に寄与していただける意欲のある方を、私もぜひ人選をさせていただきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 2点ほどお聞きしたいと思います。今、栃木県では森林環境税の来年4月1日の導入に向けて説明責任を果たそうとしているところでございます。その中で、この森林環境税の受け皿としての事業の推進などもこの審議会で諮ることができるのかどうか。

もう1点は、会議の招集は年何回ほど考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） この環境税の受け皿については、まだ私のはっきりわからない部分があるわけですが、一部聞くところによると、那須烏山市の森林組合あたりに提示されてくる可能性があるというふうに聞いておりますが、詳細はわかりませんので、ここでお答えできないので大変申しわけありません。

2つ目の審議会につきましては、やはり年に3回程度は開かないと、まず最初の素案づくりから始めなければなりませんので、それらを踏まえて年3回程度というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 内容については了解としますが、この委員の選出に当たってはいつごろを目途に進めていくのかお尋ねします。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 新しい年度になりましたら、できるだけ早い機会に選出をしていきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第21号及び議案第22号につきましては、経済建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の制定並びに議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時11分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（小森幸雄君） 本案についての提案理由の説明を求めます。
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部改正に伴いまして、一括して条例を整備するものでございます。今回の改正地方自治法では、各市町村が所管をする行政分野や事務・事業の大幅な拡大等に伴い、その役割と責任を明確にしながら組織の自主性・自律性の一層の拡大を図り、市町村がみずから適切な判断をできる体制の構築を目指すものでございます。具体的には、助役制度の見直し、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等々が改正をなされ、直ちに条例の整備を図る必要がある事項等について、今回関連をする条例を整備するものであります。

本市におきましては、14の関係条例を一括して整備するものでございます。あわせて市長等四役の給料の減額も整備するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第20号につきまして補足説明を申し上げたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1条関係につきましては、那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。この内容等につきましては、常任委員会、議会運営委員会等の要求に応じ、出頭及び公聴会に参加した場合の適用条項が改正をされたた

め、本条例本文中の条項ずれを改正いたすものでございます。

第2条は特別職報酬等審議会設置及び運営条例の一部改正でございます。4月1日から助役を廃止し、副市長を置くことに伴う改正。第3条は、収入役の見直しに伴う改正でございます。同一条文を第2条、第3条に分けて改正いたしましたのは、附則のほうに書いてございますが、適用時期の相違があることから2つに分けて改正を行ったものでございます。

第4条は、市長等の給与及び旅費条例の一部改正でございまして、第2条同様、助役制度の見直しの改正、「助役」を「副市長」に改め、別表の改正は市長等の宿泊料を職員とあわせるため、県外「1万2,500円」を「1万2,000円」に、県内宿泊料「1万2,000円」を「1万1,500円」に改めるものでございます。

第5条は、第3条同様、収入役制度の見直しに伴う改正でございます。

第6条関係等につきましては、1ページから2ページにわたっての改正でございます。この市長等の給料の減額に関する条例の一部改正でありまして、第2条同様、助役制度見直しに伴う改正、さらに減額率を平成19年4月1日から市長5%から10%に、副市長3%から7%に、収入役3%から7%に、教育長2%から5%にそれぞれ給料を引き下げるものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。第7条は、第3条及び第5条同様、収入役制度見直しに伴う改正でございます。

第8条は市有財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正でございまして、行政財産を貸し付け、または資金を設定する場合及び信託することができる財産の範囲の拡大が、今回、地方自治法の改正に伴い改正がされたために、適用条文について所要の改正を行ったものでございます。

第9条は税条例、第12条は印鑑の登録に関する条例でございまして、今回、地方自治法の改正に伴いまして、吏員制度が廃止をされております。「吏員」を「職員」というふうに変更するものでございます。

第13条から第17条までの5条例については、地方自治法第238条の4第4項を、第238条の4第7項に改めましたのは、行政財産の目的外使用を許可することができる財産の引用条文が改正をされたため行うものでございます。

施行期日につきましては、副市長関係については平成19年4月1日、収入役に関する改正は附則第3号にございますが、平成19年4月1日から平成22年1月1日までの間において規則で定める日といたしたものでございます。この収入役等につきましては、在任特例が認められるということから、こういう附則の改正を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第20号ですけれども、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備でございますが、議長に聞いたらいいのか議会事務局長に聞いたらいいのかわかりませんが、約11カ所にわたって副市長が出てくるんですけれども、議案第19号で那須烏山市副市長定数条例の制定、先ほど取り扱いが新しい条例の制定ということで所管の委員会に付託されましたですね。それなのに、議案第20号は、決まっていない副市長に改めるということなんですよ。これを先に通しちゃうと、後のあれで副市長を決めるというふうになると、あべこべになっちゃうんじゃないのかなというふうに思うので、その辺の取り扱い方はどうなるのか。まず説明いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今の関係等につきましては、議員のご指摘のとおりだというふうに考えております。そういうことから付託という取り扱いにさせていただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そういう中で、先ほどのご提案では第4条の中の別表中というのがありますよね。これはいわゆる助役、今度、副市長になりますけれども、収入役等が県外に宿泊出張したときの旅費というのが今度下げられる。1万2,000円が1万1,500円というのは県内に出張した場合にこれが下げられるということですよ。それと、第6条関係は、市長が4月1日から10%カット、助役、収入役が7%カット、教育長が5%カットということの給与の改定かなというふうに思われますけれども、給与の引き下げということで出したと思うんですが、これは総体的には年額幾らの削減というようなことになるのか、ご説明いただきたいと思います。

さらには、11条関係にも「市吏員」を「市職員」に改めるというのがあるんですけど、これについての取り扱いですが、今までは事務吏員と技術吏員と区別をしていましたけれども、今度は一律に職員に改めるということなんですけれども、給与体系は行（一）、行（二）ということで区分されておりますよね。この取り扱い単位についてはどんなふうになるのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に削減額ということについてお答えを申し上げたいと考えております。当然給与等が下がりますと、退職手当組合、共済組合等の掛け金も変動するというのもございまして、その金額を含めてお答えを申し上げたいと思います。

四役総体的には173万5,000円の削減ということになります。その11条関係の地方自治法の吏員から職員に改められたということをごさいます。従前の地方自治法ですと、事務吏員及びその他の職員というふうに位置づけがされておりました。それが今回、すべて職員ということに統一されたということをごさいます。そうしますと、当然、現在の給与等については行政職の(一)と(二)というものがございまして、技能労務職については(二)を使っております。これらの運用等につきましては、現在の運用と全く変更がないという取り扱いをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(小森幸雄君) ほかに質疑はありませんか。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第20号につきましては、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(小森幸雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務企画常任委員会に付託をいたします。

◎日程第10 議案第23号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について

○議長(小森幸雄君) 日程第10 議案第23号 那須烏山市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長(大谷範雄君) ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年度の人事院給与勧告を受けまして、国家公務員に準じて管理職手当及び扶養手当の額を改正するとともに、本市独自の規定により支給をしておりました通勤手当の加算額を廃止することに伴いまして、職員給与条例の改正を行うものでございます。

管理職手当につきましては、現行の「管理職手当の上限額が管理職の給料月額100分の25」であるものを、職務の級ごとの上限額を設定するために「管理職が属する級の最高号給の100分の25」に改正するものであります。扶養手当につきましては、現在、2人目までは6,000円、3人目以降5,000円であるものが、すべて6,000円に改正されるもの

であります。

通勤手当につきましては、本市において独自に加算をしておりました通勤距離に応じた加算額を廃止し、国の基準どおりの支給額にするものでございます。

詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第23号について補足説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。第4条中というふうにございまして、第4条は昇給の基準を定めた条文でございます。特定幹部職員の定義を規則で定めることから第17条第2項及び第17条の4において、「「特定幹部職員」という。」を削除いたすものでございます。なお、この特定幹部職員等につきましては、主幹、課長、部長が該当することになります。

第7条の2第2項を改めましたものは、管理職手当の最高支給額を職員の給料月額の100分の25、従前はそういうことで支給をしてまいりました。今回の改正によりますと、職員の級における最高の号級の給料月額の100分の25を超えてはならないという人事院の勧告等に準じまして、改正を行ったものでございます。

具体的に金額を申し上げますと、5級の主幹等につきましては10万925円にあたります。それを超えることができないということになります。6級の課長につきましては10万6,475円、7級の部長等につきましては11万5,075円を管理職手当について支給できないということになるわけでございます。

本市においては、ご存じだと思いますけれども、平成19年の4月から支給率等について規則において改正をいたす予定にしております。この内容等を申し上げますと、主幹については5%、課長については6%、部長については9%の管理職手当ということを考えてございまして、25%は全く影響がないという支給率になっております。

第8条第3項は扶養手当の支給を定めたものでございまして、これまでは2人までは1人6,000円、3人目以降は1人5,000円を支給してございます。今回の改正によりまして一律6,000円とするために、今回改正を行ったものでございます。これらにつきましては3人目以降の該当人数等を見ますと、支給人員は47名が現在該当するということとなります。年間の増額等については56万4,000円が増額になる予定でございます。

第17条第2項につきましては、期末手当の支給を定めたものでございまして、主幹、課長、部長を特定職員といたすため、所要の改正を行ったものでございます。

附則改正等につきましては、職員の通勤距離に応じ通勤手当を現在は加算をしてございます。これらについては、平成19年4月1日から上乗せ加算等についてはすべて廃止をするということから、第6項、第7項について削除をいたすものでございます。

附則第2項につきましては、先ほど説明申し上げました管理職手当の最高支給額の基準となる給料月額について、現給補償額がその級の最高号級を超えている職員については、平成23年3月31日までの間、その現給補償額を最高支給額の基準とするための経過措置でございす。

附則第4項につきましては同様に、管理職の最高支給額の定めに関係する条文の整備でございす。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第23号でございますが、管理職手当の支給の基準を変えるということでございますが、主幹、課長、部長で現在何名、この該当になるのか。この支給の仕方を今までは自分の給料に100分の25ということだったんですが、今度は最高号給の給料月額の100分の25に変えるということでございますが、これによって総体ではどのぐらいのカットになるのか。さらには通勤手当の上乗せ部分の廃止ということでございますが、これによって総額では幾らの減額になるのか、ご説明をいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に管理職手当関係等についてお答え申し上げます。該当職員等につきましては、部長5名、課長が18名、主幹については23名、トータル46名ということで現在積算をしてございます。削減額等につきましては624万2,000円、年額で削減をされるということになります。

次に通勤手当関係等につきましては、該当職員が現在259名おまして、その削減額等につきましては612万5,000円ということになります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第23号 市職員の給与条例の一部改正についてでございますが、人事院勧告に伴う内容ということでございますけれども、その中で通勤手当の上乗せ部分、これは市独自でやっていたものを国の基準どおりに変えるということでございますけれども、今までの必要な経費だというふうには私は思いますので、これについては同意できないということで反対とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第23号について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第24号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第11 議案第24号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

栃木県の権限移譲推進計画に基づきまして、平成19年度から火薬類取締法の煙火の許可申請等及び林業種苗法の登録に関する事務の2本が県内全市町に移譲されることに伴いまして、

市手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、経済環境部長並びに総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして、詳細の説明をさせていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。那須烏山市手数料条例の一部を改正する条例でございます。林業種苗法は昭和45年5月22日付、法律第87号によるもので、条文は35条からなっており、この法律の目的は優良な採種源の指定、生産の事業を行うものの登録等に関する措置を定めるところにより、優良な種苗の供給を確保し、適正円滑な造林を推進し、林業生産の増大、安定的発展に資することを目的としているものでございます。別表中の中に16項といたしまして、林業種苗法に基づく（1）生産事業者の登録の申請に対する審査1件、6,400円、これは法第10条第1項に基づくものでございます。（2）生産事業者の登録証の書き換え1件3,500円、13条第1項に基づくものでございます。（3）生産事業者の登録証の再交付1件3,000円、法第13条2項に基づくものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私からは火薬類取締法関係についてご説明を申し上げます。

火薬取締法に基づく煙火の許可申請は大きく分けると4つの種類がございます。発破にかかると火薬類、コンクリート破砕機、煙火その他の火薬類というふうに分かれております。そのうち、今回県の権限移譲推進計画に基づき、煙火の消費の許可に関する事務が平成19年度から市に移譲されることとなりました。この許可の申請に関する審査につきましては、県条例でも7,900円の手数料を徴収をしているということから、市においても県同様7,900円の手数料を徴収するという追加をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第24号 手数料条例の一部改正についてでございますが、この提案は県条例のもとで行われてきたものが4月1日から市に権限移譲されるということで、料金は今までの県の料金と同じということでございますが、おおむねこの那須烏山市管内ではこれらの手数料については年間どのぐらいの取り扱い量があるのか、わかっている数字があれ

ばお示しいただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） この申請につきましては、現在登録が7名ございまして、平成13年以降はありません。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回の火薬等の手数料については、例えば学校の花火を運動会等について上げるというものについては今回は該当いたしません。そうしますと、単純に考えてみますと、いかんべ祭り等において花火大会を行うというような、ある程度多くを消費するものが該当するということになりますので、年に1件ないし2件だろうというふうに思っております。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第25号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第12 議案第25号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

道路運送法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。主な内容は、道路運送法が改正されまして、自家用自動車を使つての有償運送を規定する条文が変更になったことにより所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第25号について補足説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第2条関係の条文改正でございまして、第2条につきましては有償バスの設置を定めたものでございます。従前の適用条文につきましては道路運送法第80条第1項のただし書きの規定、災害のため緊急を要するとき、または公共の福祉を確保するためやむを得ない場合を根拠として有償バスを運行してまいりました。

今回の道路運送法の改正により、市町村の有償運行の根拠が第78条第2号市町村非営利活動法人は、住民の運送、旅客の運送を行うことができるというように明確に条文が整備をされたため、今回、引用条文を改正をいたすものでございます。このバス路線等につきましては、現在、4路線ございまして、国見わらび荘線、滝見谷循環線、烏山高部線、市塙黒田烏山線、4路線が該当するバス運行路線ということになります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第26号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料
条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第13 議案第26号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提出理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第26号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の改正によりまして、保健福祉センターの利用者の利便を図るため保健福祉センターの利用時間を改正するものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正 正俊君） 補足説明を申し上げます。

保健福祉センターの利用時間は、現在職員の勤務時間と同様ですが、昨年の12月議会で職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正で、本年4月1日より終業時間が5時15分から5時30分までと15分間延長されることに伴いまして、本条例も同様に改正をお願いするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第27号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第14 議案第27号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正についてを議題といたします。

まず、本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第27号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

栃木県の各種医療費助成制度の見直し等に伴いまして、那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、那須烏山市妊産婦医療費助成条例、那須烏山市子ども医療費助成条例及び那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正するものであります。主なものは、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成のうち、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を助成対象外とすること並びに妊産婦医療費助成のうち入院費食事療養費を助成対象外とすることに改めたものでございます。

なお、栃木県の助成制度では1レセプト当たり500円の自己負担を導入することとしておりますが、本市におきましては市単独で助成をすることといたしました。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に市民福祉部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 補足説明を申し上げます。

議案書の次のページをお願いいたします。今回、改正の主な概要は1つ目としまして、栃木県の各種医療助成制度の見直しにより、1レセプト、1医療機関1カ月の診療請求明細ですが、この1レセプト500円の個人負担導入、そして食事療養費及び生活療養費が一部助成対象外となったことに伴う改正、そして2つ目は栃木県の条例準則条文の整理統合移行に基づく改正によるものであります。関係する条例4本を一括して改正をお願いするものであります。なお、栃木県における1レセプト500円の個人負担導入制度は市長提案理由の説明のとおり、本市においては4本の医療費条例いずれも市単独で助成対象とするものであります。

それでは最初に第1条那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正であります、第2条第3項で食事療養費及び生活療養費を助成対象から除くこととすることで、その他は栃木県

の条例準則の改正に基づき条文の整理統合移行によるもので、内容等の改正はございません。

次に2ページ中段の第2条妊産婦医療費助成条例の一部改正ですが、重度心身障害者医療費助成条例同様、第2条第3項下段から3行目、食事療養費を助成対象から除くとするので、そのほかは栃木県の条例準則改正に基づくもので、内容等の改正はございません。

次に3ページ下段ですが、第3条子ども医療費助成条例の一部改正ですが、栃木県の条例準則改正に基づき条文の整理をするもので、内容等の改正はございません。子供医療費助成に關しましては、引き続き食事療養費及び生活療養費は少子化対策の一環として助成対象とするものであります。

次に4ページ下段、第4条ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正ですが、重度心身障害者医療費助成条例同様、第2条第3項5ページの下段から9行目、食事療養費及び生活療養費を助成対象から除くとするので、そのほかは栃木県の条例準則改正に基づくもので内容等に変更はございません。なお、いずれの条例も施行日は本年の4月1日となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第27号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正についてでございますが、今、提案がありましたように、今までの助成対象であった重度心身障害者等の食事療養費及び生活療養費の助成を助成対象から外すということです。それと、県が県単独で医療費公費負担助成ということでやっていたものを、妊産婦医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度心身障害者医療費助成、特定疾患、こういうものの1レセプト500円の自己負担を、県のほうでは福祉に冷たいというふうに新聞に出ましたけれども、負担を強いるということでございますが、本市においては市独自でこの500円分を負担するというのでございます。これは大変ありがたいことではございますが、それぞれレセプトの助成の総数と500円の助成でどのぐらい県が負担しなくなっちゃったものについて市が負担するのか。数字があればお示しをいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えいたします。

1レセプト500円によります医療費の市の負担額ですが、レセプト枚数については把握していないのですが、それぞれの重度心身障害者、子ども医療、ひとり親、妊産婦ですが、医療費の当初予算から推計しまして重度心身障害者の場合120万円、単純に500円で割ればそれが枚数になるかと思っております。それから、子ども医療費が202万2,000円、ひとり親家

庭医療費が184万4,000円、妊産婦医療費が120万円で合計で626万6,000円が市の単独負担となる予定になっております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第27号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正についてでございますが、大谷市長、大変ご苦勞されまして、県が今まで負担していたものを利用者負担ということで1レセプト当たり500円の自己負担を導入したんですが、これについては626万円を費やして市がこれを肩代わりして助成するということについては、私も賛成であります。しかし、食事療養費また生活療養費の助成を助成対象から外すことには反対であります。

以上。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第27号について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第28号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の

一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第15 議案第28号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正でございますが、類似施設の一部の使用料の均衡を図るためにご提案をしたいと考えております。まず、烏山プールでございますが、18歳以上の入場者のみ有料であったものを、中学生以下を100円、一般200円としたものであります。これはB&G海洋センターと同額にしたものでございます。

また、烏山運動公園、多目的競技場の昼間の使用料につきましては、1時間当たり500円を300円としたものであります。緑地運動公園と同額にしたものであります。

今後もさらに各施設の利用向上を図っていく所存でございます。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第28号 市の運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてであります。烏山プール、これを旧南那須町にあるB&Gの海洋センターの料金にあわせるということでございますけれども、ちなみに昨年ほどのぐらい利用されたのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 昨年度のB&G海洋センターと烏山プールでございますが、B&G海洋センターにつきましては開設期間が6月から9月ということになっております。なお、烏山プールにつきましては7、8月の2カ月の使用ということでございまして、B&G海洋センターにつきましては総人数で6,700人ほど、烏山プールにつきましては7、8月で1,600人ほどということになるわけでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） スポーツ教室の中でプール関係もあつたんですけど、烏山地区の子供たちは南那須のB&G海洋センターに行けというようなことで、去年は非常に利用がしづらかったというような、烏山ならばすぐに使えたのに、向こうに行くのにはそれなりの交通機関に乗らないと行けないわけですから、当然利用がしづらかったというような苦情もありましたので、今後はこういうことのないようにお願いしたいというふうに思うんですが。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） ただいまご指摘のスポーツ教室の開催の件でございますが、これにつきましては指導者等もおりますので、その辺の専門部とも協議をしながら烏山プールのほうでも開設が可能かどうか検討はさせていただきたいということにしております。よろしくをお願いします。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ただいま烏山プールの使用人数が2カ月間で1,600名ということだったんですが、そのうち中学生以下は何名いたんですか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 私が申し上げましたのが小中学生といいますか無料の方です。そのほか140名ほど、昨年度ですと2万8,000人ほど入っておりますので、200円の保護者が幼児を連れて入ったというのが主な例のようでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 1,600人ですと100円上げても大したお金にならないと思うんですよね。この辺は従来どおり無料にさせていただければありがたいと思うんですが。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） この件につきましては、以前烏山プールは使用料をいただいております。その後、各施設につきまして烏山時代にすべて無料にしてきたという経緯がございます。その後、平成17年10月の合併時におきまして、運動施設の使用料関係について両町での類似施設等について受益者負担等を含めた使用料の不均衡是正といいますか、均衡を図るということで、現在のような運動施設の使用料に改正をさせていただいたところでございますが、市長提案のとおり一部の類似施設につきましては不均衡だというようなご指摘等もありましたので、今回、プールと運動公園について、利用時間等を含めて両町の幼児等についてもご負担いただくことにはなりますが、不均衡だというようなご指摘等もありまして、今回ご提案をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 不均衡だと言っているのはどういう方が言っているんですか。私に言わせると、B&G財団のプールは屋根がついていますよね。烏山プールは屋根がついていませんよね。そうしますと、そういうところでは逆に同じ料金を取るのをおかしいんじゃないかと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 確かにプールの屋根があるなし等に比較いたしますと、そういうジレンマが出てくるのかなというふうには思います。しかしながら、各体育施設関係を見てみますと、やはり照明の数とかいろいろなものも含めて、使用料というものについては総体的に設定をさせていただいております。なお、烏山プールにつきましては幼児の小さいプールもございますので、お母さん方等が幼児を連れてきて入っているという経緯もありますので、その辺も含めて、答弁にはなりません。そういうことで考えて100円の徴収をさせていただくようなことで今回提案をさせていただきます。（「もう一つ、不均衡というのはどなたが言ったんですか」の声あり）一市民の方でございます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第28号の市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてでございますが、烏山の運動公園、多目的競技場の500円を300円にする値下げについては賛成いたします。烏山プールの今まで18歳以上だった使用料が、今回、高校生以下の100円を取るということについては値上げになりますので反対いたします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 私も同じ理由で反対します。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第28号について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時58分

○議長（小森幸雄君） 午前中に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第16 議案第29号及び日程第17 議案第30号の2議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第16 議案第29号 那須烏山市障害者福祉作業所設置及び管理条例の廃止について

◎日程第17 議案第30号 那須烏山市農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の廃止について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第29号 那須烏山市障害者福祉作業所設置及び管理条例の廃止について、議案第30号 那須烏山市農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の廃止についての2議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第29号、議案第30号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号は、障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者福祉作業所運営事業が従来の県単補助の委託事業から、障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業に変わることになりました。新年度からは市社会福祉協議会の自主事業で実施をすることとしたために、障害者福祉作業所設置及び管理条例を廃止するものでございます。

議案第30号でございますが、農村女性の生活改善の拠点として農業団体、地元自治会の地域福祉に寄与することを目的として、昭和61年3月に建設をした那須烏山市農村婦人の家は、行財政改革の一環として、また設置・利用目的に逸脱することなく、さらなる利用向上が期待できますことから、本年4月1日に那須南農業協同組合へ無償譲渡するものでありまして、那須烏山市農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては市民福祉部長及び経済環境部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 補足説明を申し上げます。

現在、市が設置しています障害者福祉作業所あすなろ作業所、すずらん作業所は、平成18年8月23日、第6回臨時議会で指定管理者制度導入の議決を得まして、平成18年9月1日から本年3月31日までの7カ月間、那須烏山市社会福祉協議会に運営を委託しているところであります。この障害者福祉作業所は、障害者自立支援法に基づく市の補助事業となる地域生活支援事業に位置づけされるところから、委託期間が切れます本年3月31日をもって本条例の廃止をお願いするものであります。なお、あすなろ作業所、すずらん作業所とも、本年の4月1日からは那須烏山市社会福祉協議会の自主事業に衣がえをし、引き続き運営されることとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長 佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 命によりまして議案第30号 農村婦人の家設置、管理及び使用料条例の廃止について詳細説明を申し上げます。

これまでの農村婦人の家は、設立以来約20年間市が管理をしておりました。年間約260件程度の利用がございまして、使用料収入17万円に対しまして管理費が89万円、差し引き約72万円程度市が負担してまいりました。利用の形態からしましても、農協が管理することが最も望ましいと考えておりまして、今回、那須南農業協同組合に無償譲渡するため、農村婦人の家の設置、管理及び使用料条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第29号につきましては、市の障害者福祉作業所の設置及び管理条例の廃止ですけれども、今までは市が社会福祉協議会に委託をしてやっていたということですが、今度の改正は社会福祉協議会が行うというふうに変えるものと思うんですが、運営については従来と変わらないという理解でよろしいのかどうか。

2つ目に議案第30号ですけれども、農村婦人の家の設置、管理及び使用料条例の廃止ということで、21年間市が管理してきた婦人の家をJAに譲渡するというところでございますが、この間の全員協議会では、使用については一般市民だと思うんですけれども、従来のとおり使えるような説明だった。しかし、申し込みはJAの担当課のほうにということなんですけれども、それは間違いはないんでしょうね。料金はその際、管理料が年間に90万円近くかかるわけですから、公民館程度の費用負担は当然かなというふうに思うんですけれども、農協さんに譲渡するわけですから、そこまで行政のほうに縛りがかかることができるのかどうかともわかりませんが、なるべく公民館的な使用が可能かどうか。その辺をもう1回確認をしておきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 利用者も今までどおりですし、運営も実質的に社会福祉協議会ということで何ら今までと変更はございません。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長 佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 農協さんのほうと協議するときに、利用につきましても従来どおり利用させていただくということで確認をしておりますので、従来どおりの利用になるというふうに考えております。

料金につきましては、味噌をたぐとときに利用料をいただくんですけど、その他の利用については公民館程度になると思います。まだそこははっきりしていませんが、その程度になると思います。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第29号、議案第30号の2議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第29号及び日程第17 議案第30号の2議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号及び議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第18 議案第31号、日程第19 議案第32号及び日程第20 議案第33号の3議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第18 議案第31号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について

◎日程第19 議案第32号 上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

◎日程第20 議案第33号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同約の変更について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第31号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更から、議案第33号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連

合規約の変更までの3議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第31号から議案第33号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第31号及び議案第32号でございますが、平成19年3月31日から上河内町及び河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入する廃置分合並びに消防組織法及び地方自治法の改正に伴いまして、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更すること、及び同組合の共同処理をする事務のうち、退職手当支給事務にかかる財産処分について協議依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定により提案をするものであります。

議案第33号でございますが、栃木県後期高齢者医療広域連合につきましては、2月1日に設立をされたところであります。平成19年3月31日から上河内町及び河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入する廃置分合に伴いまして、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第31号、議案第32号、議案第33号の3議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第31号、日程第19 議案第32号、日程第20 議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、議案第32号、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第34号 市有財産の譲渡について

○議長（小森幸雄君） 日程第21 議案第34号 市有財産の譲渡についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市農村婦人の家は昭和61年3月に完成以来21年間にわたり、その名の示すとおり農村婦人を初め多くの農業者団体、地元自治会や健康診断等多くの各種団体が利活用いたしまして地域住民の福祉の拠点となってまいりました。

このたび、行革の一環といたしまして、那須南農業協同組合へ譲渡することで協議を進めてきたところであります。つきましては、建設時の設置目的を逸脱することなく、さらなる利用向上が期待できること。また、市の維持管理経費の負担がなくなることなどから、本年4月1日に那須南農業協同組合へ無償譲渡するものでございます。したがって、議会の議決を求めるものでございます。慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点ほどお伺いします。建物の建っています敷地の所有者は農協なのか市なのか、これが1点。

2点目は、この無償とした理由。これは農協さんのほうで喜んでもらったのか。それとも農協さん、やむなくもらうことにしたのか。この辺のところ。

それともう1点ですね。これは補正予算の項で聞くべきなのかもしれませんが関連がありますのでここで伺いたいと思います。あとからの提案であります補正予算の中で、6款の農林水産業費の中で、農村婦人の家運営費131万2,000円が補正で載っております。これはなぜこの時期にこれだけの費用を必要とするのか伺います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まず第1点の土地の所有者につきましては農協の所有になっております。

2つ目のなぜ無償譲渡かと申しますと、先ほど申しましたように管理費が年間100万円近くかかるわけでございまして、これを農協のほうへ金を出して引き取ってくれということではとても農協と協議が調いませんで、これから管理費が農協のほうでもかかるわけでございしますので、無償で差し上げるというふうに決定をいたしました次第です。

それから補正で131万2,000円ほど計上しているわけでございますが、これは建物も20年経過しているわけでございまして、幾分傷んでいるところもあるんですね。例えばクロス張りとかそういうものを直しまして、幾分きれいにしまして管理をお願いするという気持ちもありまして修繕をするものでございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 中身はわかったんですが、私の思いが間違っていれば指摘してもらいたいんですが、金井町の投票所に利用してきたのかなというふうに思うんですよ。これから今度これは農協さんのものになりますよね。その際に、金井町関係の投票所になる場合には当然使用料がかかりますよね。その場合に市として農協さんに払うということになるのかどうか。払うのが筋だろうとは思いますが、やったり払ったり容易ではないという感じがあるので、その辺どうなのかちょっと説明いただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 選挙の場合については、民間の建物を使用する場合については謝礼ということでお金を支払っております。当然これから農協の管理ということになれば、農協のこれからの使用を無償にするのか、有償にするのかでは考え方は変わるとは思いますけれども、基本的には有償であるとすれば、その使用料はお支払いをするということになります。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第10号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） 日程第22 議案第10号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成18年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてあります。補正予算額2億2,795万円を増額をいたしまして、予算総額を107億5,240万3,000円とするものであります。内容を申し上げます。一般会計第5号補正予算でございますが、合併市町村に対して交付をされます合併推進体制整備費の国庫補助金が国の補正予算の成立に伴いまして、前倒しで交付されることになったために、関連事業費を追加計上するとともに、その他の項目につきましては各事業の確定・精査に伴う補正であります。

主な内容を申し上げます。歳入でございますが、市税は市民税及び固定資産税を中心に1億1,085万円の増額補正とさせていただきます。地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い増額することとし、特別交付税は精査を加え減額をし、総額といたしまして7,201万円を増額補正することといたしました。

国庫支出金にありましては、事業の確定・精算に伴う増減であります。そのうち合併推進体制整備費補助金は1億8,000万円を新たに計上いたしました。繰入金は財政調整基金繰入金を2億円減額することといたしました。また、市債は事業費の確定等に伴い減額補正するものであります。

寄附金でございますが、南那須ダンスクラブ様、南那須工業者懇話会様、野上玲子様、ムロコーポレーション烏山工場様及び匿名様から賜りましたが、その趣旨に沿いまして予算措置をしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げます。

歳出でございますが、総務費の主なものは合併推進体制整備費補助金による庁舎改修事業費を新たに計上いたしました。民生費は国民健康保険及び老人保健特別会計繰出金をいずれも増額補正をいたしました。また、事業費の精査等に伴い高齢者福祉施設入所措置費、私立保育施設運営委託事業費及び生活保護扶助費につきましては減額補正することといたしました。

農林水産業費につきましては、畜産基盤整備事業を増額いたしました。また、市単独土地改良事業費を追加計上し、法面復旧、水路、農道等の整備促進を図るとともに、農村婦人の家無償譲渡に伴う修繕工事費や農村環境改善センターの空調設備修繕工事費を予算措置いたしました。

土木費でございますが、道路維持管理費を追加計上し、路面補修、支障木伐採、側溝補修等を緊急に実施をし、道路の適正な維持管理に努めることといたしました。教育費の主なものは、教育情報ネットワーク整備事業といたしまして、国の合併補助金を活用し、市内小中学校のパソコンを更新するとともに、学校と教育委員会を結ぶネットワークを構築する経費を計上いたしました。また、同じ国庫補助金事業により、境地区統合小学校の改修工事を実施し、平成20年度の開校に備えるための事業費を計上いたしました。また、傷みの激しい南那須給食センターの蒸気配管設備の修繕工事費を予算措置いたしました。

繰越明許費は国の合併推進体制整備関係事業3件でございます。先ほど申し上げましたとおり、庁舎改修事業、学校情報機器整備事業、境地区小学校施設整備事業でございます。その他2件は畜産基盤再編総合整備事業及び南那須給食センター施設整備事業でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 6ページに繰越明許費がありますが、これはこれまでの予算に対して今回の3月で追加をしたものと、3月新たに予算計上したものと、それをそっくり繰越明許費としたものとの両方があるようではありますが、この5項目について、この事業をなぜ繰り越ししなければならなかったのか。それと事業内容について、先ほど市長からもある程度の説明はありましたが、担当部長のほうから改めて説明をお願いしたいと思います。

次に15ページの14款1項10目の中に、合併市町村補助金1億8,000万円があります。これは今回初めて計上するわけですが、なぜこの時期にこういった多額の補助金がいただけることになったのか、お伺いをいたします。

17ページが一番下側、右側の説明欄に地域振興基金利子として2,252万2,000円が計上されております。当初でも26万8,000円ほど計上してあるわけですが、これは例の特例債の基金に積み立てた利息ではないかと思われませんが、なぜこれほど多額の利息がついたのかについてお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私のほうから特例交付金等を踏まえたお答えを申し上げたいと思います。

最初にわかりやすくするために、15ページのほうから先にお答えを申し上げます。市町村合併関連で今回1億8,000万円を計上してございます。この関係につきましては、国のほうで12月の補正ということで、合併推進費ということで補正をいただいたものでございます。この内容等につきましては合併を推進するということから、那須烏山市については3億円が交付をされるということでございます。この年限等につきましては、最初3年ということで基準があったわけですが、国の財政等からして最近10年に延長されてございます。今回1億8,000万円交付をされたということは、国の税等が今年度伸びたということから12月補正で措置されたものというふうに考えております。

その関係から、6ページ関係等について庁舎整備、学校情報機器関係、境地区の統合小、南那須給食センター、その3つの関係について今回、繰越明許ということにさせていただいているものでございます。これらについては通常ですと、当初予算なりに計上するというのが財政上の建前だろうというふうには思っておりますけれども、急遽国のほうから1億8,000万円が交付されるということから、繰越明許ということにさせていただきました。

事業の内容等については、庁舎改修事業等につきましては南那須の庁舎の改修でございます。

この内容を申し上げますと、外壁関係と非常用のバッテリー等がございます。その関係で4,000万円、そのほかに10款の教育費関係で学校情報機器整備事業につきましては、小中学校のパソコンの購入でございまして、パソコンについては478台購入する予定にしております。

第10款の小学校費関係につきましては、境東小と境小学校が統合し、境中学校を使用することで現在方針を出させていただいております、その小学校を使用するための工事関係を4,200万円を計上しております。

17ページ関係ですけれども、これにつきましてはご指摘のとおり、地域振興整備基金ということで合併に伴う交付をされたものの運用益でございます。特にこの運用については、通常は預金と定期預金という運用をしているわけですが、この地域振興基金については非常に金額が多いということから、国債の購入をしております。2つに分けて行っておりまして、1つについては10億円の国債を購入しております。その利率が1.8%ということで、1,800万円の収入、そのほかに3億4,000万円、やはり国債を買っております、これについては1.4%ということで476万円の収入があるということから、今回、大きく補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 6款の畜産基盤再編総合整備事業についての繰越明許について説明を申し上げます。

本事業につきましては、旧南那須の畜産農家の方々7名で、本事業を平成17年から20年まで4年間、事業費8億5,000万円で畜産関係の装置とふん尿処理施設を整備するものでございまして、国の補助がおおむね75%受けられるものでございます。第2年目の平成18年度におきましては、当初予算で2億4,624万6,000円を計上させていただきまして、今回、補正で2,071万4,000円、補正につきましては要望している部分もあるわけですが、前倒しをさせていただいたということでご理解をいただければと思います。枠がある程度余裕ができたということございまして、本年度の総事業費が2億6,696万円になるわけでございます。

繰越の主な理由でございますが、これは本敷地の中に事業が始まってから発見されたということで大変申しわけないんですけれども、赤道が128平米、今、算定しまして128平米見つかしまして、廃止が9平米、そのうちの付けかえが119平米でございまして、これらの処理をするのにおおむね3カ月ほど費やしたわけございまして、繰越になるということでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 私のほうから6ページの繰越明許の学校給食費関係で、南那須給食センターの施設整備事業の関係について申し上げたいと思います。ご案内の南那須給食センターにつきましては平成7年3月のものございまして、設備機器関係が若干老朽化もしてまいりました。あるいは今回、蒸気配管ということで主に天井等に埋まっております蒸気で清潔を保つ、あるいは基幹となるものございまして、それらの劣化が著しいということで修繕に随所見られているのが現状でございます。それらに伴いまして今回、主な工事の中身としましては、今申し上げておりますように蒸気配管の布設がえという形のものになります。それらのものを今回、合併の補助金のほうは該当しないものですから、一般財源のほうで予算措置をさせていただいて、給食につきましてはご案内のとおり夏休み中に工事をしたいということで、今回、繰越明許で載せさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第10号の市一般会計の補正予算でございますが、まず8ページの地方債補正で児童福祉施設整備事業費が限度額520万円であったものが、今度補正後はゼロ円ということなんですけれども、これはいかなる理由か。消防施設整備事業費につきましても、1,270万円というものが810万円になっております。これについてもこの変更についての理由を説明していただきたいと思います。

次に内容についてでございますが、片仮名のものでわからないのがありますので、15ページにスポーツエキスパート活用事業というのが△8万2,000円。それで17ページに県支出金としてスポーツエキスパート活用事業補助金ということで6万9,000円というふうに乗っているんですが、これはどのような事業を実施したのか、説明をいただきたいと思います。

さらに、24ページなんですけれども、予防費、狂犬病等予防事業費ということで載っております。財源振替ということでございますが、狂犬病はフィリピンとかそういうところから入ってこなければ、日本国内では今発症事例がないと思われるんですけれども、法定伝染病系統ですから必要だということでやっているんでしょうけれども、わかります。これはどのぐらいの件数をやられているのか。数字があればお示しいただきたい。

あわせて、これは旧烏山町内のことなんですけれども、捨て猫の問題が大変な状況になっています。旧烏山町民体育館の周辺に飼い主不明なんですけれども、どんどんどんどん捨てていくんですね。それが町内の民宅にどんどん入り込みまして非常に迷惑になっているというふうにお聞きしました。その辺もあわせて、この辺の衛生管理をお願いしたいなというふう思うんで

すけれども、ご回答いただければありがたいと思います。

次に28ページの市営住宅施設整備費ですね、79万7,000円。これはどこの整備を実施するのかお願いしたいというふうに思います。

その下に教育費といたしまして、メンタルヘルス事業というのが6万3,000円ということで載っていますけれども、これはいかなる事業なのかお示しをいただきたい。

さらに29ページ、先ほどから出ております小学校統合事業費ということで4,263万4,000円ということでございますが、境小学校と東小学校を20年統合に向けて今の境中学校の整備を図るということだと思えますけれども、かねがねこの境中学校を小学校にするということについては、執行部から住民等に説明があり、ある程度の了解を得ているところでありますが、そう言いながらも、なるべく財政難の折、むだな経費はかけないで必要最小限にとどめるべきだというようなご意見もあったかというふうに思います。とりわけトイレ等につきましては、中学生仕様のものを小学生が使用できるものにしなければならないとか、あるいは階段等につきましては手すり等を必要などころには入り用かなというふうには思いますけれども、階段そのものはどのうちでも大人仕様のものをどんな小さな子供でも使用しているわけですから、これをあえて壊して新しい階段をつくる必要はないのではないかというふうに私は前から提言していたんですが、この4,263万4,000円はどのような改修を考えておられるのか。もし中身がわかればご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に8ページ関係の地方債補正関係についてお答えを申し上げます。

最初に児童福祉施設整備事業関係等につきましては、烏山小学校の学童保育関係を烏山小学校で行うということで、当初予算について計上しておりました。その後、烏山青年の家を払い下げをして、そこを活用するということに変更になったために、その事業について執行をとりやめたというような観点から事業費がゼロになったということで、地方債についてもゼロということで措置をさせていただきました。

次に消防施設整備事業債関係につきましては、当初1,270万円の借り入れを見込んでございます。この内訳を申し上げますと、おおむね消防の車庫の新築関係で910万円、高峰の防火貯水槽関係で360万円を見込んでいたわけでございます。今回、歳出との絡みがあるわけでございますけれども、大金消防関係については100万円の減、高峰防火貯水槽については360万円の減、トータルで460万円の事業費が減ったということから、今回、消防施設の地方債についても、その金額と同額460万円を減額措置をいたしたものでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 私のほうからスポーツエキスパート事業、メンタルヘルス事業、旧境中学校の改修工事の関係についてご説明したいと思います。

まずスポーツエキスパート活用事業の関係でございます。これは国庫補助金が減額になっておりまして、県補助金がプラスになっているというような状況でありまして、負担が国がなくなって県になった、歳入のほうですね、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

そういうことございまして、事業としましては、運動部の活動に対しまして外部の指導者、いわゆる一般の指導者を活用しまして、部活動関係、中学校が主でございます。那須烏山市におきましては中学校、下江川中学校と荒川中学校で活用されている事業でございます。年間の活動日数が1人20日以上ということになっております。そういうことで4人の方、実施種目といたしましては、サッカー、野球、バスケット、バレーの各種目におきまして1人ずつ配置をしていただきまして、1回3,000円ということで支出のほうは24万円でございます。それに伴いまして歳入のほうが県補助で3分の1以内ということになっておりまして、そういう事業で今回、部活動の普及振興を図っているという点でご理解いただきたいと思います。

次にメンタルヘルスの関係でございますが、これにつきましては去年心の相談ということで学校に配置しておりまして、それらの学生、主に中学生でございますが、中学生からの相談の回数が多くなりまして、今回、増額補正をさせていただいているという点でございます。いわゆる心の教室相談員ということで非常勤の方を配置してございます。

次に旧境中の改修の関係でございますが、平塚議員ご指摘のように、今回の主な改修内容を申し上げますと、まず黒板の高さ調整関係、特別教室におきます家具等の移設があるんですね。図工室とか調理台とかそういうものの移設関係、それと議員ご指摘の階段も入ってございます。それと廊下の水飲み場の調整関係ですね。手洗い場と言ったほうがいいのかなどは思うんですが、廊下に手洗い場があるんですが、それらの高さの調整が出てまいります。それとトイレの蛇口の高さ関係も調整せざるを得ませんので、そういうものです。

それと今回、境地区の学校につきましても学童保育等の要望等がありまして、それらも改修にあわせて若干改修をしたいという点と、市内の小中学校で校長室と職員室関係にエアコンが入っていないのは旧境中だけでございますので、今回それにあわせて整備をするもの等でございます。体育館等につきましては運動施設の遊具の高さ、フロアに書いてありますバレーボールとかバスケットのコートの大きさ、そういうものの規格の調整関係が入ってくるというようなことで、細かいのがありますがおおむねその点でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 狂犬病予防注射の手数料につきまして説明を申し上げたいと思います。

これは当初予算におきまして1,300件、1件当たり550円、71万5,000円を計上したわけですが、109件増加になりまして77万4,000円でございます。歳出につきましては、今回歳出に影響しないということで歳出のページは24ページになるわけですが、狂犬病予防等の事業の財源振替というふうになっておりますが、これは一般財源がこの分減額したというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、猫につきましては今認識しておりませんので、後日申し上げたいと思います。大変申しわけありません。よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 28ページの市営住宅改修工事についてご説明を申し上げます。住宅の場所は神長と野上の市営住宅団地内の便所及び台所の床を改修するというので、今回補正を要求させていただいております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） おおむねわかったんですけども、旧境中学校をリフォームする問題ですけども、一応検討はしたんですかね、階段はあのままでもいいんじゃないかというのは、全く聞く耳を持たないということだったんですかね。その辺は私、非常に心外でございますので、どうなっているのかなと思います、検討されたのか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 予算措置するのに見積もりをとった時点では検討してございませんで、今のフロアに小学生用ですから高くする工事が階段が2カ所ありますので、それらの費用が予算書上載しているということでございます。現時点ではしておりません。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議会なんかに出て何を言ったって聞く耳持たないんだもの、話にならないよね。それに付随して、例えば1階部分のほうに低学年を配置するみたいなことも言ったというふうに思っているんですけども、そういうのも全然聞く耳持たないんですか。参考にしない。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 今の教室の構成ですと、特別教室は上のほうに行きますが、ご指摘のように1階には職員室関係とかあるいは地域で使うと言いますと語弊がありますが、そういうもので低い階から低学年から収めていくのが今の学校の実態でございますので、そ

う面については今の教室の1階にも放送室とか保健室とかそういうものが配置されるのが通例でありますので、そういうものも含めまして現在の境中学校の改修にあたりましては、それらのもも考慮しながら、今後、各普通教室については検討すべきものがあるのかなというふうには思っています。

ただ、先ほど申し上げましたように、学童保育の部屋とか職員室関係、校長室関係、保健室関係等が入りますと、おおむね1階は今のものですとうまってしまうのかなというふうには私は思っています。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 7ページの債務負担行為、新道平遺跡発掘調査事業費ということで、前の限度額は758万円だったんだが、今度は1,026万6,000円、こういうふうに変更になっている。これはどういう理由なのか。発掘調査をするほうは、どこからか事業費が出るわけですよ。その出る事業費がふえたのかどうか。それと、発掘する場所、そういうものの面積がふえたのかとかいろいろあるでしょうから、その辺の説明をお願いいたします。

それと、平成19年度の観光物産センター管理委託費、これは指定管理者制度になってから逆に金額が上がっているんですよ。本来ならば、こういうのは減額になるのが普通なんです。どういうふうにしてそういうふうに変えたら事業費がふえるのか。この2点をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 新道平の遺跡発掘の関係でございますが、これは平成18年度と平成19年度に総事業費が2,448万3,000円でございます。今回、議員ご指摘のように雨とかそういうもので発掘調査がおくれているというのも1つございます。また、特殊な発掘調査の調査報告書を上げるために若干発掘調査のおくれとそういうものが重なって、総額は変わりませんが、相手方からいただくお金は変わりませんが、今回、これだけの仕事しかできないので平成19年度に若干ふやして施行するというようなことでの補正という形でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 観光物産センターの管理委託費についての増額について説明を申し上げたいと思います。昨年の9月に指定管理者としまして570万円で指定管理の委託費を設定したわけでございます。この570万円の金額は、人件費350万円、運営費220万円でございます。570万円プラス、レンタルで物産センターに施設を貸しているわけでございます。このレンタル料につきましては当初観光物産センターの委託費の中に入る計算で算

定をしていたわけですが、観光物産センターは市の財産でございます、レンタルの利用料金を指定管理者に入れるというのはふさわしくないということで最近なっまいりまして、このレンタル分の委託費の収入を今回5,700万円に81万6,000円をプラスさせていただいて計上させていただいたわけでございます。

以上です。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 10款の教育費についてちょっとお尋ねをいたします。

1億2,000万円ほど補正をしまして、パソコン500台を購入するというお話ですが、1億2,000万円といたしますと、1台約25万円、これは保守委託費も含めてのことかなと思うんですが、その点をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 工事費が約440万円ほど見ておりまして、そのほかが備品購入費といいますか、1億1,400万円ほどでございますが、それと委託料関係が70万円、それらを措置させていただいているというような状況でございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） パソコンの機種としては当然デスクトップ型になるかと思えます。ただ、現在のパソコンの価格といたしますと、ほぼ10万円台なんですね。その後の保守委託を含めても、先ほど25万円と申し上げましたが、その数字はちょっと大きいのかなと思えます。多分入札になるかと思うんですが、これはいつごろの予定でこの辺のことは処理をしていくのかお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） この件につきましては、スケジュールといたしましては、平成19年度の秋ごろに入札等を行う予定でございます、12月までに契約等を含めまして1月に機器の導入、各種設定関係、データ投入関係を行いまして、3月に仮稼働、そして平成20年4月に本稼働ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 3回目ですので。そうしますと、故障の際の修理についてはどのような方向で行くのか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 現時点で事務局として考えているスケジュールが今申し上げた

ような内容でございまして、議員ご指摘のような部分につきましては、保守関係につきましては、年が明けた3月に仮稼働になりますので、その前までには平成20年4月の稼働には大丈夫なような体制でいくことになるかと思えます。（「今まではリースですよ。私は買い取りのほうがいいよと何回か発言をしているんですよ、過去に」の声あり）

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時08分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第23 議案第11号から日程第26 議案第14号までの平成18年度特別会計補正予算の4議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第23 議案第11号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第12号 平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について

◎日程第25 議案第13号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について

◎日程第26 議案第14号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） したがって議案第11号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算から、議案第14号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算までの4議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程されました議案第11号から議案第14号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号は、那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。事業勘定の補正予算額は歳入歳出額からそれぞれ6,916万1,000円を減額をし、補正後の予算総額31億1,617万7,000円とするものであります。内容でございますが、保険給付費に過不足が生じる見込みのための所要額及び老人保健拠出金並びに介護納付金の確定に伴う所要額を措置したものであります。これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰入金を持って措置をいたしました。なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

議案第12号でございます。熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ111万2,000円を追加し、補正後の予算総額を7,161万2,000円とするものでございます。内容でございますが、医業費に不足額が生じる見込みとなるため、その所要額を措置したものでございます。財源につきましては、繰越金で措置をいたしました。

議案第13号は老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回、提案をいたしました補正予算でございますが、2,334万円を追加いたしまして、補正後の予算総額29億3,641万7,000円とするものでございます。内容でございますが、前年度の老人保健医療費のうち支払基金交付金、国県支出金の確定に伴う一般会計繰出金の精算に不足が生じる見込みとなるために、この所要額を計上したものでございます。これらの財源につきましては、繰越金と一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

議案第14号は、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正予算額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,617万4,000円を減額し、補正後の予算総額を18億2,294万8,000円とするものであります。歳入につきましては、精査に基づき介護保険料、介護給付費負担金、繰入金等を減額し、歳出については主として介護給付費のうち、施設介護サービス給付費、高額介護サービス給付費における今後の給付見通しを考慮した結果、減額するものであります。

なお、歳出のうち一般管理費の介護保険システム改修委託費189万円については、翌年度に繰越をするものでございます。その理由といたしまして、医療制度改革により今後、後期高齢者医療保険制度が新設・導入をされ、この保険料の徴収方法が当事者の受給する年金から天引きまたは納付書払いとなりますことなどから、介護保険システムの改修が必要となりますが、国における関係部局同士の調整・検討による最終確定まで、まだ時間を要することから、年度内の事業執行が事実上困難であるため繰り越しするものでございます。

以上、議案第11号から議案第14号まで一括提案理由の説明を申し上げました。慎重審議の上、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点お伺いいたします。

老人保健についてであります。7ページの歳入の部分なんです。今回の国庫負担金が6,201万3,000円ほど減額になります。その減額になった分、上乘せするような形で一般会計から7,604万8,000円ほどの繰り入れになっておりますが、なぜ国庫負担金が減額

になったのか。そして、その部分をなぜ一般会計のほうからの繰り入れをしなければならないのか。このことについて1点お伺いします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えをいたします。

議員ご承知のように、老人保健の医療制度につきましては、本人、被保険者一部負担を除いた残りにつきまして保険者、いわゆる市が給付をするわけですが、この割合としましては社会保険診療報酬支払基金、これが50%、12分の6をもって、残りを12分の4が国、12分の1が県、12分の1が市ということで、全体100%を補っております。そして、今回、支払基金で、平成18年度那須烏山市の医療費につきましては27億円ということで決定しました。これに基づきまして支払基金の負担額、それから国の負担額、県の負担額ということで、7ページにありますように1款で支払基金交付金も8,119万6,000円減になっておりますし、2款の国庫支出金も6,201万3,000円、3款県支出金も340万1,000円ほど減になっております。こうすることで、27億円を基本としまして、国、県、基金の交付金補助金が決定しているんですが、市のほうで今医療費のほうの試算をしたところ、28億円ほどどうしても平成18年度で必要だということで、その分につきましては一般会計からの繰入金7,604万8,000円を措置しまして、28億円の医療費を確保したということになっております。

したがって、これは当然平成18年度精算でその医療費が決定をすれば、平成19年度にそれぞれ基金、国、県から追加交付があるというふうになっております。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第11号から議案第14号までの4議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第27 議案第15号から日程第30 議案第18号までの平成18年度特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算の4議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第27 議案第15号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について

◎日程第28 議案第16号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について

◎日程第29 議案第17号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正
予算について

◎日程第30 議案第18号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算につ
いて

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第15号 平成18年度那須烏山市農業集落排水
事業特別会計補正予算から議案第18号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算まで
の4議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第15号から第18号までの提
案理由の説明を申し上げます。

議案第15号は、那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。今
回提案をいたしました補正予算は、水処理センターにかかわる維持管理費等を精査し、その所
要額31万4,000円を計上したものでございます。財源につきましては、農業集落排水事
業加入金、前年度繰越金及び使用料をもって措置をいたしました。

次は、議案第16号は下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。今回提案をいた
しました補正予算は、事業費の確定に伴う委託料、工事請負費及び施設維持管理費等の精査を
いたし、1,600万6,000円を減額補正したものであります。これらの財源につきましては
は、市債、一般会計繰入金及び受益者負担金等をもって措置をいたしました。

議案第17号であります。簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。内容は
維持管理費等の精査と工事費の確定による減額であります。歳入につきましては、水道使用料
金の減収による減額と一般会計繰入金及び前年度繰越金の増額であります。歳出につきま
しては、一般管理費、水道整備費を減額するものであります。歳入歳出それぞれ908万8,000
円を減額し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ1億4,079万9,000円とさせていただきます。

議案第18号は水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。主な内容は水道料金
の減収による給水収益の減額と、施設の維持管理費の精査と、工事費等の確定による経費減額
であります。収益的収入は給水収益等を1,166万2,000円減額し、6億4,628万1,
000円とさせていただきます。支出につきましては、資産減耗費等を292万1,000円
を増額し、6億6,789万9,000円とするものであります。

資本的収入は、企業債等を409万円減額をし、1億514万4,000円とさせていただきます。支出は建設改良費を1,304万円減額し、3億1,503万4,000円とするものであります。資本的収支不足額は、当年度損益勘定留保資金で補てんをさせていただきます。

以上、一括上程をさせていただきました議案第15号から議案第18号まで提案理由の説明を申し上げました。慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） おおむね了解したんですが、議案第18号の企業債補助、配水管布設事業が3,500万円が2,800万円に補正されておりますけれども、これは事業費が低くなったのか。それとも予定しているものができなくなったのか。その辺がちょっとわかりませんので、ご説明をいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 企業債の減額補正については、事業費の確定に伴いまして不用額が生じることから、企業債の減額をしたところでございます。事業の内容については、初期の事業量を消化してのことでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 簡易水道で1点、上水道で2点ほどお伺いします。

まず、簡易水道の5ページですが、水道料金が当初の予算からでは28%に相当する3,128万5,000円の減額になっております。なぜこれほど多額の水道料金を減額しなければならないのか。その分、今度は一般会計のほうから約2,000万円ほど繰り入れているようではありますが、この件が1点です。

次に上水道の関係で2点お伺いします。この水道料金の収入、今回は960万円ほど減額しておりますが、それでも6億100万円ほどの今年度の使用料があるわけですが、その6億100万円のうち、滞納繰越分、これは幾らぐらい歳入でみるのか。滞納繰越分は約4,600万円ほどあると思います。ですから、そのうちおよそどのぐらいが今年度徴収できるのか。これが1点です。

2点目は、南那須地区の上下水道の料金は今までは毎月徴収していました。ところが、烏山は隔月徴収ということで、烏山のほうにあわせて今2カ月に1回ずつ徴収しているわけです。検針コストは年間282万1,000円減額できるんだというような説明を当初予算のときに

受けているわけであります。そこで、隔月にしたために、旧南那須地区の上下水道の料金が滞納につながらなかったかどうか。現在のところの感じているところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） お答え申し上げます。

まず、簡易水道特別会計事業の使用料の減額についてでございますけれども、これについては平成18年の特に夏場期間の水道使用料の減及び節水等の徹底が図られたということで、当初見積もりをいたしたところよりも大幅な減額になってきたというような形で、事業の精査のために今回、減額補正をさせていただきました。

次が水道事業会計でございますけれども、過年度分の滞納未納額については、4,651万6,622円が過年度分でございます。そのうち、既に1月までの確定数字が1,551万4,946円となっておりますので、この後2月、3月分を入れると、もう少し過年度分の額がふえるのかなという感じを持っております。

それからもう1点の、隔月集金についての使用料の扱いについてでございますけれども、この内容については具体的な数字は持っておりませんが、隔月の使用料状況を把握しておりますと、それほど目立った数字は出てきていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第15号から議案第18号までの4議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第27 議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第31 議案第1号から日程第39 議案第9号までの平成19年度当初予算の9議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第31 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程第32 議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程第33 議案第3号 平成19年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程第34 議案第4号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計予算について
 - ◎日程第35 議案第5号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程第36 議案第6号 平成19年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予

算について

- ◎日程第37 議案第7号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
- ◎日程第38 議案第8号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について
- ◎日程第39 議案第9号 平成19年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計予算から、議案第9号 平成19年度那須烏山市水道事業会計予算までの9議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は平成19年度那須烏山市一般会計予算についてであります。平成19年度那須烏山市一般会計予算は、那須烏山市が誕生して2年目を迎え、新市の建設計画に基づき、市民の一体感の醸成と均衡ある発展を図るために、合併特例債事業費を本格的に計上し、新しいまちづくりの第一歩を踏み出す重要な予算であります。

さて国の動向でございますが、国の経済は、企業部門の好調さが家計部門に波及をしており、雇用情勢の改善や個人消費の増加など、民間需要に支えられて、今後も景気回復が続くものと見込まれております。こうした中、国は経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006において、平成19年度予算を新たな挑戦の10年の初年度として成長力・競争力の強化、財政健全化、そして安全・安心で柔軟かつ多様な社会実現の3つの優先課題の取り組みを提示をいたしております。このようなことから、歳出歳入一体改革を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制することとしております。

一方、本市の財政状況につきましては、歳入につきましては三位一体の改革による税源移譲に伴い、市税収入は増収が見込まれるものの、地方交付税制度の抜本の見直しが予定され、地方交付税に大きく依存している本市にとりましては、先々の見通しが極めて不透明であり、歳入の確保が厳しい状況にあります。また、歳出につきましては、合併関連経費の確保や、少子高齢化に伴う扶助費、繰出金、公債費が増嵩し、引き続き厳しい財政運営を強いられておりま

す。

このような中で、市民福祉の向上と公平で安心な行政サービスを維持するとともに、保健医療、福祉、教育への対応、さらには地域経済の活性化など新たな課題にも積極的に取り組むことが求められております。

このため、本市の平成19年度予算は、行財政改革の推進、子育て支援の充実、教育環境の整備、攻めの行政の推進などに積極的に取り組み、市民ニーズに的確に対処し、一層の市民福祉の向上に配慮した予算編成を行ったところであります。

概要でございます。平成19年度那須烏山市一般会計予算額は106億円であります。前年度と比較をいたしますと1億円、1.0%の増となりました。これは合併特例債を活用した道路整備費などの合併関連事業費を優先的に計上するとともに、少子高齢化対策及び広域行政負担金等が増額となったことが主な要因であります。

歳入でございますが、地方交付税及び地方譲与税が減額となったものの、税源移譲や定率減税の廃止などの税制改正に伴い、市税が増収となるとともに、合併関連の道路整備事業に伴う国庫支出金及び市債が増額となりました。

歳入の主な項目では、市税につきましては定率減税の廃止等に伴い個人の市民税の増、法人市民税は企業業績回復による増等を見込み、前年度比3億3,222万5,000円、12.5%増の29億9,874万6,000円を計上いたしました。地方譲与税は、所得譲与税が所得税から個人住民税への税源移譲に伴い廃止となりますことから、2億4,200万円減の1億7,500万円といたしました。

地方交付税でございますが、国の総額が対前年比で4.4%減少することや、合併にかかわる算定分の減額等の影響を精査し、前年度と比べ1億4,600万円、3.8%減の37億円を計上いたしました。

一方、国庫支出金は、道整備交付金及び地方道路交付金等の新規交付金を計上したために、前年度より1億6,277万4,000円の増加となりました。

繰入金につきましては、昨年度に引き続き財源不足額を財政調整基金から3億8,000万円を繰り入れることとし、繰入金総額では前年度と比べ8,788万円の減の3億8,272万5,000円を計上いたしました。

市債は、前年度より1億1,610万円多い8億4,200万円でございます。その要因は、市道整備等に伴う合併特例債4億4,920万円の発行によるものであります。このほかに、臨時財政対策債、辺地対策事業債がありますが、将来の財政運営に配慮し、いずれも交付税措置のある有利な起債を活用することといたしました。この結果、市税等の自主財源は38億973万2,000円、構成比35.9%、地方交付税の依存財源は67億9,026万8,000

円、構成比64.1%となったところであります。

歳出につきましては、行財政改革を推進するとともに、新市建設計画に基づき選択と集中により合併関連経費を優先的に計上し、少子高齢化対策及び各学校統合を中心とした教育の充実に配慮した合併効果を最大限に生かした編成を行いました。

総務費は、前年度と比べ4,590万2,000円、3.8%の減となっております。これは固定資産税の評価替に伴う土地鑑定評価の委託料の増があったものの、職員の退職等に伴う職員人件費の減を見込んだことによるものであります。

民生費は5,425万3,000円、1.9%減の28億5,183万1,000円となっております。これは国民健康保険特別会計繰出金及び生活保護扶助費等の減によるものであります。各種医療費助成事業の充実のため、自己負担1レセプト500円を補助するとともに、特定不妊治療費助成を新たに行うことといたしました。さらに、子育て支援策といたしまして学童保育の充実に係る予算を計上させていただきました。

衛生費は、9,174万6,000円、7.4%の増となっております。主な要因は那須南病院及びごみ処理費に係る広域行政負担金の増を見込んだことによるものであります。新規事業といたしましては、妊産婦健診助成の拡大、妊婦サロン、ことばの情緒相談室などの母子健康相談事業充実に係る経費を予算措置いたしました。

農林水産業費は、前年度と比べ1億5万円、14%減の6億1,499万3,000円となっております。これは畜産基盤整備事業費の減額によるものであります。県単独土地改良事業、ふるさと農道整備事業、ほ場整備事業などの継続事業を実施するとともに、新たに林道神長滝田線の整備を行います。

土木費は、4億1,786万5,000円、59.8%増の11億1,717万7,000円となっております。これは道整備交付金及び合併特例債を活用した道路整備費を計上したことにより、大幅な増額となったことによるものであります。なお、合併特例債事業による道路整備は野上愛宕台線、鴻野山小倉線、都市計画街路公園通り線など12路線となっております。また、住民協働によるふれあいの道づくり事業を新たに予算措置をいたしました。

教育費は、前年度と比べ1億875万1,000円、8.6%の減となっております。これは学校統合関連費が増となったものの、広域行政負担金の減や烏山公民館駐車場及び烏山運動公園体育館解体舗装工事などが完了したことによるものであります。新規事業といたしましては、烏山小学校スクールバスの運行費や家庭教育支援センター管理費を新たに計上したほか、烏山体育館屋根修繕費を措置いたしました。

この結果、目的別構成比では、民生費、公債費、衛生費の順となっております。性質別構成比では、人件費、補助費等、公債費の順となっております。

主な施策を申し上げます。

まず、豊かな自然に包まれました「暮らしやすく訪れやすいまち」の実現では、合併特例債を活用した道路整備事業12路線。地域情報化計画の策定。都市計画マスタープランの策定。浄化槽設置整備事業。ふれあいの道づくり事業を行います。

健康で安心して暮らせる「人にやさしいまち」の実現では、各種医療費助成事業（1レセプト500円補助）。特定妊産婦治療費助成事業。妊婦健診の充実。妊婦サロン、ことばの情緒相談室などの実施。障害者自立支援助成事業。学童保育の充実。高齢者福祉の充実などが挙げられます。

個性と魅力ある「教育・文化環境を育むまち」の実現では、学校統廃合の推進。烏山小学校スクールバスの運行。サタデースクールの実施。家庭教育支援センターの設置。烏山体育館屋根修繕事業等が挙げられます。

21世紀にふさわしい「産業・雇用を育むまち」の実現では、畜産基盤再編整備事業の推進。県単独土地改良事業。県営ふるさと農道整備事業。林道整備事業。企業誘致の推進。新事業創出支援事業。ふるさと観光資源活性化事業を行ってまいります。

次に、自然や環境を大切に守り「次代へつなぐまち」の実現では、全市花公園構想の推進。環境基本計画の策定。ごみ減量化の推進。塵芥収集処理事業を行ってまいりたいと考えております。

最後に、地方分権時代に対応できる「自立したまち」の実現では、総合計画策定。まちづくり団体支援事業。市の花、木、鳥、魚等の制定に要する所要額を計上いたしました。また、行財政改革については、一層の職員数の削減、補助金・交付金の見直しを図ってまいります。

むすびになりますが、以上が平成19年度の予算の概要でございますが、地方交付税の削減が続く中、財政基盤の脆弱な本市の財政にとっては大きな打撃でございますが、財政調整基金枯渇の懸念が生じるなど、引き続き厳しい財政運営を強いられております。

しかしながら、徹底した行財政改革を推進し、自立した住民主役のまちづくりの実現に向け、市民福祉の向上に最大限の努力を傾ける所存であります。

次に議案第2号であります。国民健康保険特別会計予算であります。国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にあります。予算編成に当たりましては、現行制度を基本として経費の節減合理化を図りつつ編成をいたしました。

事業勘定からご説明を申し上げます。事業勘定予算の歳入歳出予算総額は33億5,040万円で、前年度の当初予算額と比較いたしますと11.5%、3億4,660万円の増額であります。

歳出の主なものでは、保険給付費が予算総額の64.4%であり、続いて老人保健拠出金が14.1%、共同事業拠出金が12.2%、介護納付金が6.8%となっております。これらの財源は、国民健康保険税と国庫負担金が主なものでありますが、国民健康保険税につきましては前年度の当初予算と比較いたしますと0.9%増の10億4,860万8,000円を計上いたしました。また、2億3,743万5,000円の財源不足が生じたことから、財政調整基金繰入金から6,000万円、残りの不足額は一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

続きまして、診療施設勘定であります。診療施設勘定歳入歳出予算総額は9,510万円となりまして、前年度当初に比較して1.1%、100万円の増額となりました。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の53.6%を占めており、医業費が40.9%を占めております。これらの財源は診療収入と繰越金をもって措置いたしました。

診療所は、地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがあります。各位のご理解とご協力を賜りながら、健全な運営に努めてまいり所存であります。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申を得ておりますことをご報告申し上げます。

議案第3号は熊田診療所特別会計予算であります。本会計の歳入歳出予算総額は6,300万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと11.9%、750万円の減額となります。

歳出予算の主なものは、総務費68.0%、続いて医業費が29.5%となっております。これらの財源は、診療収入をもって措置をいたし、不足財源につきましては運営基金繰入金をもって措置をいたしました。

地域の診療所としての地域住民への果たす役割は大きく、今後とも健全運営に努めてまいり所存であります。

議案第4号は老人保健特別会計予算であります。本会計の歳入歳出予算総額は27億8,610万円となりまして、前年度当初予算と比較いたしますと3.6%、1億110万円の減額であります。

医療費総額は27億7,227万1,000円で、同様に比較いたしますと3.6%、1億338万7,000円の減額となります。この減額につきましては、老人医療受給者の減少等による医療費の下降によるものであります。

これらの財源につきましては、支払基金交付金、国・県負担金及び市負担金をもって措置をいたしました。

医療費は高齢化の進展、医療技術の高度化等により増加することが予想されます。健康教育及び健康診査等の老人保健事業と密接な連携を図りながら、円滑な運営を図ってまいり所存であります。

議案第5号は介護保険特別会計予算についてであります。介護予防を重視いたしました第3期事業計画も間もなく2年目を迎えることとなります。今年度は新たに設置をした市地域包括支援センターを中心に、介護予防のための事業といたしまして、各地区の元気高齢者を対象としたいいき健康教室の開催、検診等で今後介護の認定者になるリスクの高い高齢者の把握とその方を対象とした介護予防プログラム、具体的には運動機能の向上、栄養管理指導、口腔ケア等であります。それらの実施とその効果測定について一部実施をしたほか、独居高齢者の方の処遇困難事例の対応等の総合相談事業を実施してまいりました。

また、現状における要介護認定者数は、平成18年1月末現在で1,145名、一方、在宅及び施設サービス利用者数は平成18年11月利用時点で958名と、昨年と同時期と比較いたしますと微増ではありますが、ほぼ横ばいの状況でございます。また、平成19年4月には隣接の那珂川町におきまして、新たに特別養護老人ホームが開所となります。一方、平成18年4月からは介護報酬の見直しもありました。

このような状況を踏まえまして、平成19年度那須烏山市介護保険特別会計の予算は、歳入歳出ともに19億5,100万円となりまして、平成18年度当初予算と比較いたしますと、おおむね1.3%の減額となっております。

議案第6号は那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。興野地区の農業集落排水事業につきましては、平成12年1月に供用開始をして以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでまいりました。平成18年3月末の水洗化率は77%となっております。

平成19年度の予算は総額5,340万円を計上いたしました。歳出の主なものは、水処理センター等の施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、事業加入金、使用料、市債及び一般会計繰入金を持って措置いたしました。

議案第7号は下水道事業特別会計予算についてであります。下水道事業の概要でございますが、烏山中央処理区における整備状況は、全体計画区域260ヘクタールのうち認可区域99ヘクタールの整備を進めているところであります。平成18年3月末の整備面積は66ヘクタールでございます。全体計画に対する整備率は25%であります。この水洗化率は22.4%でございます。年間汚水処理量は6万5,200立方メートルであります。

また、南那須処理区におきましては、全体計画76ヘクタールのうち平成18年3月末までに認可区域64ヘクタールの整備を完了しております。この水洗化率は81.9%で、年間汚水処理量は17万1,600立方メートルであります。今後は、烏山中央処理区の認可区域の整備、水洗化の向上に努めるとともに、引き続き水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存であります。

平成19年度の予算は総額4億5,000万円を計上いたしました。歳出の主なものは、水処理センターの維持管理、管渠築造工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、受益者負担金、施設使用料、汚水処理施設整備交付金、市債及び一般会計繰入金等をもって措置をいたしました。

議案第8号は、簡易水道事業特別会計予算についてであります。水道水は、私たちが日常生活を営む上で欠かすことのできない大切なものでございます。このため簡易水道施設におきましても安定した水を供給するために施設の維持管理に万全を期してまいる所存であります。

本会計の予算総額は1億3,940万円であります。主な内容は、平野簡易水道の上水道への統合事業並びに老朽設備の更新等を実施をしてみたいと考えております。これらの財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしましたものであります。

議案第9号は平成19年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、経済的運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給し、信頼される水道事業経営を構築してみたいと思います。

事業経営におきましては、効率のいい事業計画と経費の節減、サービスの向上など一層企業努力を図るとともに、安定供給のため維持管理、施設の整備等に努めてまいりたいと思います。

平成19年度当初予算の業務の概要ですが、給水戸数8,594戸、年間給水量262万1,000立方メートル、1日平均給水量7,160立方メートル、主な建設改良事業費は1億678万3,000円であります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で6億3,439万円であります。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等でごさいます6億3,962万9,000円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金、負担金等で1億4,628万7,000円あります。資本的支出の主なものは、建設改良費といたしまして、野上地内の配水管布設整備費、県道改修に伴う宮原地内の配水管布設替整備費、金井地内及び田野倉地内の老朽石綿管の布設替整備費、南大和久地内の取水場ポンプ等の更新整備費及び平野簡易水道の統合に向けた送水管整備費等で、その他企業債償還元金等でごさいます、3億7,811万5,000円を計上いたしました。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程中の平成19年度当初予算につきましては、3月8日の本会議におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、平成19年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月8日と決定いたしました。

◎日程第40 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（小森幸雄君） 日程第40 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりであります。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第1号 改憲手続き法案の廃案を求める国会への意見書の提出について、陳情書第2号 安心・安全な公務・公共サービス拡大を求める国への意見書の提出についての陳情書については、総務企画常任委員会に付託します。

陳情書第3号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書の提出について、陳情書第4号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出についての陳情書については、文教福祉常任委員会に付託します。

陳情書第5号 崖崩れ防止に関する陳情については、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

〔午後 2時56分散会〕